

下呂市公用車売却公募要領

下呂市役所 まちづくり推進部財務課

電話 0576-24-2222（内線 224）

1 物品の概要等

(1)数量及び概要

業務用車両 11 台

※下記 11 台をまとめて売却いたします。

							確認日 (2/28)
No.	車名	車番	車検	初度登録 (初度検査) 年月	備考	走行距離	年数
1	コースター	飛驒22ま108	なし	平成6年4月	バッテリー上がり	180,629Km	30
2	コースター	飛驒22ま159	なし	平成7年8月	バッテリー上がり	208,138Km	29
3	RVR	飛驒300そ226	なし	平成24年1月	バッテリー上がり	199,518Km	13
4	コースター	飛驒200さ237	R7.3.23	平成20年3月		251,580Km	16
5	デュトロ	飛驒100さ567	R7.8.11	平成13年8月	エンジン不具合	224,875Km	23
6	フィット	飛驒500た1367	なし	平成22年1月		329,043Km	15
7	エブリィバン	飛驒480あ2220	なし	平成17年12月	エンジン不具合	182,241Km	19
8	カローラバン	飛驒44さ3254	なし	平成6年1月		211,737Km	31
9	ADバン	飛驒400さ3463	なし	平成13年5月	バッテリー上がり	235,163Km	21
10	アクティトラック	飛驒40う3845	なし	平成12年-月	バッテリー上がり	222,144Km	24
11	デミオ	飛驒500た6703	なし	平成24年1月		305,101Km	13

物品の写真及び車検証・登録識別情報等通知書については、別添資料のとおりです。

(2) 最低売却価格

最低売却価格：110,000円 (11 台分)

2 応募者の資格

参加資格者は、18歳以上で下呂市内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び下呂市内に法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者として、ただし、次に該当する方を除きます。

- ① 破産者で復権を得ない方
- ② 市税を滞納している方
- ③ 下呂市職員
- ④ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる方。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者という。）が暴力団員に認められる方。

3 入札物品公開（展示会）

令和7年3月18日（火） 14時00分～15時30分

下呂市馬瀬丸丸406 下呂市馬瀬振興事務所において展示をいたします。

希望される方は必ずこの日時にご確認ください。

※展示会で作動をしても、バッテリーやエンジンの状態によって、引渡しの時点でエンジンが作動しない場合があります。

※物品は現状渡しとなります。展示会による確認をなされなくても公募に参加することはできますが、物品に関してすべての事項を了承したものとみなしますので事前に物品の状態を十分にご確認ください。

4 受付期間及び場所

本実施要領を十分確認の上、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2参照）に入れ、提出してください。

- (1) 受付期間：**令和7年3月19日（水）～令和7年4月8日（火）15時【必着】**
午前8時30分から午後5時まで
（土日・祝日は除きます。4月8日は15時までの受付です。）
- (2) 受付場所：下呂市役所（下呂市森960番地） 下呂庁舎2階
まちづくり推進部 財務課（郵送可）

※一度提出した見積書については、いかなる場合においても再提出は認めません。

5 契約の相手方の決定について

開札は、**令和7年4月8日（火）**15時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が2名以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きは当該業務に関係のない下呂市職員にて実施します。

その他の事項については「下呂市入札心得」（下呂市ホームページ 入札・契約情報 規則・要領等 からご確認ください）に準じるものとします。

6 契約の締結

落札者は**4月28日（月）**までに売買契約を締結していただきます。

契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。

なお、契約金額は見積金額の10%を加算した額になります。

7 契約保証金の納付

売買契約締結までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納付していただきます。契約保証金は売買代金の一部に充てます。ただし、売買代金を即納するときは免除することができます。

8 売買代金の納付

(1) 売買代金は、下呂市が発行する納入通知書により、指定の期日までに所定の金融機関で納付していただきます。納入通知書は契約書と同時にお渡しします。

(2) 下呂市が納付不能と認めた場合は、売買契約を解除します。この場合納付された契約保証金は返還しません。

9 契約締結後の確認

契約締結後、市は速やかに車輛の引渡しを行います。引渡し場所（下呂市馬瀬名丸 406 馬瀬振興事務所）からの車輛の運搬費等が発生する場合は、購入された方の負担となります。（仮ナンバー等が必要な場合は準備してください。）

車両及び装備は、契約締結時点の現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての保証は、一切行いません。

買受人は、ボディ等の文字の消去、消防章、赤色灯、サイレンアンプを撤去し、文字消去及び撤去したことがわかる写真を提出することを再利用の条件とし、下呂市は契約不適合責任を負いません。

また、これらは買受人の負担において行っていただきます。

10 名義変更

落札者が買受代金を納付したこと、ボディ等の文字の消去及び消防章等を撤去したことが確認できた後、速やかに名義変更（名義変更・抹消登録・一時抹消登録）を行っていただきます。（上記が確認できるまでは、譲渡証明書等に押印をいたしません。）落札者は**6月6日(金)**までに名義が変更されたことが証明できる書類を提出してください。名義変更などの手続き（車両登録番号の変更を含む）及び自賠責保険や車検取得の手続きなどは、買受人が自らの負担で行なっていただきます。

名義変更後に生ずる公租公課は買受人の負担とします。

問い合わせ先

下呂市役所 まちづくり推進部 財務課

0576-24-2222(内線 224)